

○内閣府告示第二百五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第九項の規定に基づき、平成二十五年八月九日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年八月二十三日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 大阪府及び大阪市
- 二 構造改革特別区域の名称 大阪市教育特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 大阪市の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 学校設置会社による学校設置事業（八一六）